公示第　１３１　号

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第４２条第２項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第３項の規定により公告する。

令和７年５月８日

名古屋税関長　　廣光　俊昭

記

１　被許可者の住所及び名称
　愛知県名古屋市港区新川町二丁目１番地１先
　成田冷蔵株式会社

２　保税蔵置場の名称及び所在地
　成田冷蔵株式会社新川工場　保税蔵置場
　愛知県名古屋市港区新川町二丁目１番地１先
　中川運河中幹線Ａ地区３９号地

３　更新した期間
　自　　令和７年６月１日
　至　　令和１３年５月３１日